

安城市介護保険認定調査業務委託プロポーザル実施要領

1 業務名

安城市介護保険認定調査業務

2 業務場所

安城市内及び近隣市町

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

別紙「安城市介護保険認定調査業務委託仕様書」のとおり

5 提案上限金額

総額 金56,100,000円（消費税込）

内訳 令和6年度分 金11,220,000円（消費税込）

令和7年度分 金22,440,000円（消費税込）

令和8年度分 金22,440,000円（消費税込）

6 選定委員会の設置

本市は、優れた受託候補者を選定するため、安城市介護保険認定調査業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。選定委員会は提案の審査を行い、受託候補者を選定する。

7 提案者の資格

提案者は次のいずれの項目についても満たす場合のみ、参加資格があるものとする。

(1) 参加表明書の提出日において、令和6・7年度安城市入札参加資格者名簿（委託）に掲載されている事業者であること。

(2) 参加表明書の提出日から契約締結日までに、安城市から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 本事業を確実に執行できるだけの財政基盤を有しており、会社更生法・民事再生法による手続きを行っていないこと。
- (5) 公告の日から契約締結日までの期間において、「安城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月30日付け安城市長・愛知県安城警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (6) 法第23条に掲げる居宅サービス等の提供を行っていない者で、かつ、委託期間内においても引き続き居宅サービス等の提供を行わないものであること。
- (7) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第11条の2第2項各号（第3号を除く。）の規定に該当しない者であること。
- (8) 令和元年度から令和5年度において、市町村の発注する介護保険認定調査業務の元請けとしての実績を有すること。

8 選定日程

次の表のとおり。

内容	日時及び期限
公募開始	令和6年3月26日（火）
質問受付期間	令和6年3月26日（火）から 令和6年4月5日（金）まで
質問回答期日	令和6年4月12日（金）
参加表明書等提出期限	令和6年4月19日（金）
企画提案書提出期限	令和6年4月26日（金）
プレゼンテーション	令和6年5月13日（月）
審査結果通知	令和6年5月15日（水）予定
契約締結	令和6年9月中を予定
業務開始	令和6年10月1日（火）予定

9 提出書類

- (1) 参加表明書（様式1）
- (2) 企画提案書（様式2）

- (3) 団体概要（様式3）
- (4) 介護認定調査業務に関する実績件数（様式4-1）
- (5) 高齢者福祉等に関する相談・支援の実績（様式4-2）
- (6) 受託業務の実施計画（様式5）
- (7) 職員配置及び人材の確保・育成計画（様式6）
- (8) 危機管理体制について（様式7）
- (9) 安城市介護保険認定調査業務見積書（様式8）
- (10) 誓約書（様式9）
- (11) 質問票（様式10）
- (12) 辞退届（様式11）

10 質問及び回答

(1) 提出方法

問合せ先に記載のメールアドレスあてに質問票（様式10）を電子メールで提出し、到達確認を電話で必ず行うこと。電子メール送信の際には、件名に「安城市介護保険認定調査業務委託プロポーザル質問票」と記載すること。

(2) 受付期間

令和6年4月5日（金）午後5時まで

(3) 回答方法

回答は受付から1週間以内に市ホームページに掲載することとし、随時更新する（他社の質問を含む全質問）。

(4) その他

電話・FAXによる質問や、本実施要領の内容以外の質問は受け付けない。

11 参加表明等

参加者は、参加表明書類を次のとおり提出すること。

(1) 提出書類（提出部数：各1部）

ア 参加表明書（様式1）

イ 会社概要に関する資料（パンフレット等）

ウ 資格要件を確認できる資料（業務実績について記載したものは、当該契約書の写しを添付すること。実績が複数ある場合は直近3契約分添付すること。）

(2) 提出書類に関する留意事項

書類には、法人名の記載と契約締結権者氏名を記載すること。

(3) 提出先

安城市役所福祉部高齢福祉課介護審査係

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 提出期限

令和6年4月19日(金)午後5時15分まで(必着)

※提出期限以降に提出された書類は一切受け付けない。

(6) 参加資格の確認

提出書類に基づき、7に定める参加資格要件の確認を行い、提出者に参加資格がないと認めた場合はその旨を通知する。

1.2 企画提案

企画提案については、企画提案書類を次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

各様式：原本1部、写し6部とする。

ア 企画提案書表紙(様式2)

イ 企画提案書(任意様式)

ウ 団体概要(様式3)

エ 高齢者福祉等に関する相談・支援の実績(様式4-1)

オ 介護認定調査業務に関する実績件数(様式4-2)

カ 受託業務の実施計画(様式5)

キ 職員配置及び人材の確保・育成計画(様式6)

ク 危機管理体制について(様式7)

ケ 安城市介護保険認定調査業務見積書(様式8)

コ 誓約書(様式9)

(2) 提出書類に関する留意事項

ア 提出書類は左側2点の片綴じでフラットファイル等を用いて綴るものとする。また、ファイル等表紙及び背表紙に業務名及び提案者名を記載すること。

イ 企画提案書はA4判とし、A3判による折込ページの挿入は可とする。文字ポイント数は12ポイント以上とし、ページ数その他書式については任意とする。モノクロ・カラー印刷は問わないが、見やすさに配慮すること。

ウ 団体概要については、パンフレット等の概要資料で代用することができる。

(3) 提出先

安城市役所福祉部高齢福祉課介護審査係

(4) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は、前日（土日祝日を除く）の午後5時までに持参日時を電話連絡すること。

※郵送の場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

(5) 提出期限

令和6年4月26日（金）午後5時15分まで（必着）

※提出期限以降に提出された書類は一切受け付けない。

1.3 辞退

参加表明書の提出後、企画提案審査を辞退する場合は、令和6年5月7日（火）午後5時までに、持参又は郵送（必着）で辞退届（様式11）を提出すること。なお、提案を辞退した場合でも他の案件での入札には一切影響はない。

1.4 プレゼンテーション

提案の内容を評価するため、提出済みの企画提案書等をもとに説明を行う。

(1) 日時

令和6年5月13日（月）午後

※詳細については、対象者に別途連絡する。

(2) 場所

安城市役所さくら庁舎2階 第35会議室

(3) 内容

制限時間20分以内で、提出された書類の内容に関するプレゼンテーションを実施する。その後、10分程度の質疑応答時間を設ける。

(4) その他

説明を行う者は、業務に直接携わる者を主とする（参加人数は3名以内）。

説明の際にプロジェクターとスクリーンを使用する場合は、本市で準備するものを使用することができる。

1.5 審査の方法及び契約候補者の選定

(1) 選定基準及び選定方法

別紙1「安城市介護保険認定調査業務委託に係る評価基準」及び別紙2「選定委員会における候補者の選定方法」のとおりとする。

(2) 受託候補者の決定

別紙2「選定委員会における候補者の選定方法」のとおり選定委員会において決定する。ただし、総合計点満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は受託候補者とししない。

(3) 審査結果の通知・公表

審査結果は、提案者全員に文書で通知する（5月15日頃発送予定）。

なお、受託候補者選定の透明性確保のため、審査結果に係る次の事項は市ホームページにて公表する。また、審査結果に関する問合せ及び異議申立ては受け付けない。

ア 受託候補者の名称

イ 全提案者の名称

ウ 全提案者の審査結果（第1位、第2位とした委員数及び総合計点）

1.6 提案の無効

以下のいずれかにあたる場合は、提案を無効とする。

(1) 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

(2) 企画提案書に虚偽内容が記載されている場合または不備、未記入がある場合

(3) 見積金額の消費税込総額が提案上限金額を超えている場合

1.7 提出書類の変更

企画提案に関する書類の追加、変更、差し替え及び再提出は原則として認めない。提出書類の誤字脱字等がある場合は、提案説明時に説明すること。

1.8 契約の締結

市は、最も優れた提案を行ったと認められる受託候補者と当該業務について協議を行い、協議が整い、愛知県知事から本市の事務受託法人として指定を受け次第、安城市契約規則等に従い、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の方法により契約を締結する。

19 プロポーザル参加に当たっての確認事項

- (1) 本提案書作成に係る費用についてはすべて提案者の負担とする。
- (2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 業務経験のあるものが提案書の作成に関与していること。
- (4) 本プロポーザル実施についての説明会は行わない。
- (5) 本市への提出書類及び提出データの返却は行わない。
- (6) 本プロポーザルの審査経過に関する質問は受け付けない。
- (7) 企画提案書等に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標特権等の日本国及び日本国以外の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は参加者が負うものとする。
- (8) 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属することとする。ただし、安城市情報公開条例（平成12年安城市条例第49号）に基づく開示請求の対象となるほか、公表等が特に必要と認められる場合は、市は企画提案書等の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (9) 提出書類について、安城市情報公開条例第6条に基づく開示請求があったときは、一般社員の氏名及び経歴、見積の詳細な積算内容等、同条例第7条各号に規定する非開示情報を除き、原則としてこれを開示することとなるため、非開示としたい情報がある場合は、あらかじめ非開示としたい項目及びその理由を書面で提出すること。ただし、当該項目及び理由が同条例第7条各号に該当すると認めがたい場合は、開示することがある。

20 問合せ先

安城市福祉部高齢福祉課介護審査係

住所 〒446-8501 安城市桜町18番23号

電話 0566-71-2257（ダイヤルイン）

FAX 0566-74-6789

電子メール koufuku@city.anjo.lg.jp